

# 在外選挙これだけは必ず! -Q&A で調べてみましょう-



韓国・中央選挙管理委員

提供日時 2010. 11. 17

<http://ok.nec.go.kr>

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350



外国で在外選挙管理は誰が  
しますか?



在外選挙の公正な管理のために在外選挙が実施されるたびにすべての在外公館に在外選挙管理委員会を設置し、公館長を当然職とする在外投票管理官を常に置き、在外選挙に関する事務を処理します。

外国で実施される選挙のため公正な選挙管理が重要ですが、このために中央選挙管理委員会は大統領選挙と任期満了に伴う国会議員選挙を実施するたびに選挙日前 180 日から選挙日後 30 日まで、すべての在外公館(分館または出張所含む)に在外選挙管理委員会を設置・運営します。在外選挙管理委員会委員は中央選挙管理委員会が指名する 2 名以下の委員と国会に交渉団体を構成した政党が推薦する各 1 名、公館の長または公館の長が公館職員中で推薦する 1 名を中央選挙管理委員会が委員として委嘱し構成します。

在外選挙管理委員会委員は大韓民国国会議員の選挙権を有する者として満 19 才以上の大韓民国国民でなければならず、政党加入や政治活動を行うことができません。

また、在外選挙に関する事務を処理するために公館ごとに常に在外投票管理官を置くが、該当公館の長が当然職として在外投票管理官になります。

## 在外選挙管理委員会 設置期間

- 第19代国会議員選挙：2011. 10. 14. ～ 2012. 5. 11.
- 第18代大統領選挙：2012. 6. 22. ～ 2013. 1. 18.

選挙管理委員会は政治的中立と  
公正な選挙管理を最優先しています